

7月6日(月)
販売開始

419店舗
で利用可能
※6月24日(水)現在



第2次販売のご案内 ぬまたプレミアム付商品券

ぬまたプレミアム付商品券の第2次販売を開始します。詳しくは沼田商工会議所、または市ホームページをご覧ください。

販売時間 午前10時～午後4時
購入限度 1人3冊(1冊1万円)
販売方法 その場で現金引換
※先着順。売り切れ次第終了

■販売日程・場所

7月				販売場所
6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)以降	
○	○	○		沼田公園交流ハウス
○				沼田市東部商工会(500冊限定)
○				利根支所(300冊限定)
			○	沼田商工会議所

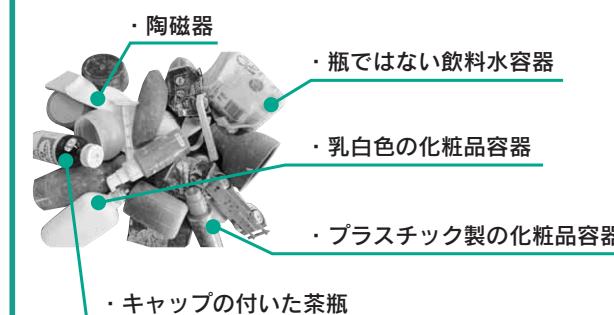
問い合わせ 沼田商工会議所 ☎21137、沼田市東部商工会 ☎2978、産業振興課商工振興係 ☎内線3254へ

沼田・白沢地区 瓶の出し方にご注意ください

問い合わせ 環境課廃棄物係(東原庁舎内) ☎内線77373

資源の日に瓶を出す黄コンテナの中に食器類や缶などの混入が目立ちます。次のことに注意の上、引き続き皆さんのご協力をお願いします。

- 茶色瓶、無色瓶、その他の色瓶に分けてそれぞれコンテナに入れてください
- 黄コンテナには瓶以外を入れないでください。ガラス製食器や陶磁器、乳白色瓶は燃やせないごみとして出してください
- 瓶のふたは必ず外して燃やせないごみとして出してください



※詳しい区分については、家庭ごみ収集カレンダーや昨年4月に配布した「保存版 家庭ごみの分け方・出し方(沼田・白沢区域)」を参考にしてください
※利根町の家庭ごみの取り扱いは、利根支所生活係 ☎内線29、尾瀬クリーンセンター ☎62016へ

戦没者などの遺族の皆さんへ 第10回特別弔慰金が支給されます

戦後70周年に当たり、我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表するため遺族の皆さんに対して、特別弔慰金を支給します。

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債で支給されます)
支給対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、今年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に次の順序による先順位の遺族1人

- ①今年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- ②戦没者などの子
- ③戦没者などの死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④以上の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ⑤①から④以外の三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで、引

期日	対象	場所	
14日(火)	利南地区在住者	東原庁舎会議室 ①午前9時～正午 ②午後1時～5時	
15日(水)	池田地区在住者		
16日(木)	薄根地区在住者		
17日(金)	川田地区在住者		
22日(水)	予備日(各地区)		
23日(木)	〃		
24日(金)	東倉内町、柳町、高橋場町在住者		
27日(月)	西倉内町、材木町、桜町、上原町、東原新町在住者		
28日(火)	西原新町、上之町、馬喰町、中町、坊新田町在住者		
29日(水)	下之町、鍛冶町、榛名町、清水町、薄根町在住者		
30日(木)	予備日(各町)		
31日(金)	〃		
14日(火)～31日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	白沢町在住者		白沢支所生活係 ①午前9時～正午 ②午後1時～5時
	利根町在住者		利根支所生活係 ①午前9時～正午 ②午後1時～5時

引き続き1年以上生計を共にしていた人に限ります
請求受け付け 請求受け付けや相談などは地区、または町別に左表のとおり行います
※受け付け時に関係書類を配布

します。また、旧沼田市管内に在住の人のうち、表内日程に都合の付かない人は直接、社会福祉課社会係(東原庁舎内)へ。白沢・利根町に在住の人は直接、各支所へ
請求期限 平成30年4月2日
その他 手続きは全国一斉に行われ、審査から国債交付までかなりの時間がかかります
問い合わせ 社会福祉課社会係(東原庁舎内) ☎内線7724
2、白沢支所生活係 ☎内線32、利根支所生活係 ☎内線29へ

消防ポンプ操法競技会結果

市競技会

■ポンプ車の部 優勝/第1分団第4部B、準優勝/第1分団第1部、第3位/第1分団第4部A

■小型ポンプの部 優勝/第2分団第3部、準優勝/第6分団第1部、第3位/第4分団第6部

■利根沼田競技会
■ポンプ車の部 優勝/第1分団第4部B、第4位/第1分団第1部、第6位/第1分団第3部、第7位/第2分団第3部

■個人表彰
■ポンプ車の部 指揮者/第1分団第4部B 小澤卓也選手、3番員/第1分団第4部B 田村将志選手

■小型ポンプの部 指揮者/第6分団第6部 横坂和幸選手
問い合わせ 防災対策課消防係 ☎内線3363へ

年金の窓口から お知らせ



保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金には、所得が少なく保険料の納付困難な場合、一定の基準で納付を免除する申請免除と猶予する若年者納付猶予制度があります。
どちらも原則として毎年申請が必要で、今年度の受け付けは7月1日からです。

■申請免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が免除全額、4分の3、半額、4分の1されます。

■若年者納付猶予制度

30歳未満で、本人や配偶者の所得が一定基準以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予されます。

問い合わせ 渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279②1607へ